

一般社団法人日本スクエアダンス協会  
北海道統括支部 スクエアダンスジャンボリー規程

改定 平成 23 年4月24日

(名称)

第1条 北海道スクエアダンスジャンボリーとし、頭にその回数をつけ大会名とする。

(主催)

第2条 北海道統括支部が主催する。

(主管)

第3条 北海道統括支部所属クラブが主管する。

(開催)

第4条 年1回 7 月頃開催する。

2. 開催期間は、原則として 2 日間とする。

(主管上の手続き)

第5条 主管クラブは、原則として支部所属クラブの持ち回りとする。

2. 主管クラブが担当不可能な場合は、原則として2年以上前の定期幹事会に報告をし、承認を得なければならない。そして、幹事会は代替えクラブを決定しなければならない。

3. 主管クラブは、担当1年前の 4 月に行われる定期幹事会までに、支部役員会と調整して、開催地、開催日時、計画概要等を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

4. 主管クラブは、準備状況を逐次、支部役員会に報告すること。

(プログラム)

第6条 スクエアダンスの普及、発展のための有意義なプログラムを組む。

2. プログラム作成にあたっては、支部役員会と調整して組むこと。

(ゲストコーラー)

第7条 ゲストコーラーの選定は支部役員会と共同で選考すること。

(1) S 協会員であること。原則として1名。

(2) プログラム内容によってはゲストコーラーの招聘がなくても可とする。

(コーラー・インストラクター)

第8条 プログラム編成時のコーラー・キューアは原則として S 協会員であること。

(計画書、及び報告書)

第9条 主管クラブは下記の計画書、及び報告書を作成し、支部長に提出すること。

(1) 計画書、及び予算書

(2) 行事報告書、及び決算報告書(領収書等を添付)

(3) 大会資料(参加者名簿、プログラム等)

(4) その他の記録

(出 店)

第10条 開催期間中、希望があればスクエアダンスグッズに関する出店ができる。

2. 出店者は、事前(3ヶ月以上前)に主管クラブに申し出て、了解を得る。  
また、主管クラブは同様に出店を求めることができる。
3. 出店は、主管クラブが指定した場所のみとし、出店料は主管クラブと支部役員会が協議して決める。

(ジャンボリー会計)

第11条 ジャンボリー会計の最終責任者は、北海道統括支部長とする。

2. 支部経費負担としてジャンボリー参加者のうち両日参加者1名につき1,000円、1日参加者1名につき500円を計上する。
3. ジャンボリーの決算において収支差額が出た場合は、支部会計処理規則第8条2項の規定に基づき処理する。

(その他)

第12条 開催5ヶ月前には、所属クラブ及びフリー会員に開催要項を送付する。

2. 参加者名簿、プログラムを作成し、参加者に配布する。
3. 主管クラブは、ジャンボリーの状況報告、案内等を支部ニュースに掲載すること。

第13条 この規程に定めるもののほか、ジャンボリーについて必要な事項は、支部長が別に定める。

附則

第1条 この規程の制定日及び改定日は次のとおりとする。

制定日 平成20年4月5日

改定日 平成23年4月24日 一部改定 第4条2項、第10条一部  
第11条全部